

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書について

資料 2 - 1

障害者本人を中心としたシームレスな就労支援を提供することを通じて、障害者がより働きやすい社会を実現していくために、**雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、必要な対応策について具体的な検討の方向性を議論**し、報告書を取りまとめ。

第1 障害者の就労支援における基本的な考え方

- 「障害のある人もない人も共に働く社会」を目指し、多様な働き方が広がる中、障害者本人のニーズを踏まえた上で、「一般就労」の実現とその質の向上に向けて、障害者本人や企業等、地域の就労支援機関を含むすべての関係者が最大限努力すること。

第2 雇用施策と福祉施策の連携強化に関する対応策の具体的な検討の方向性

(1) 障害者のニーズの把握と就労能力や適性の評価の在り方

- 働くことを希望する障害者に対しては、本人のニーズを踏まえた上で、一般就労の実現に向けて納得感のある支援を提供するため、
 - ・ まずは**福祉・雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメント(ニーズ把握、就労能力や適性の評価)の仕組みを構築・機能強化**
 - ・ 将来的には、福祉・雇用それぞれのサービス等を選択・決定する前の段階で、「共通の枠組み」によるアセスメントを実施 等

(2) 障害者就労を支える人材の育成・確保

- 両分野の基礎的知識・スキルが不十分、研修機会が限られている等により、専門人材が質・量ともに不足しているため、
 - ・ **雇用・福祉の分野横断的な基礎的研修**の確立、**専門人材の高度化に向けた階層研修**の創設など、研修体系の見直しを実施
 - ・ 一定の「資格」化等を通じ、専門人材の社会的認知度の向上や社会的・経済的地位の向上等による専門人材を確保 等

(3) 障害者の就労支援体系の在り方

- これまでの連携では十分な対応が出来ていない、支援内容に重複があるといった課題や、企業等への支援ニーズにも対応するため
 - ・ 企業等での働き始めの時期、一時的な不調時、加齢等により雇用継続が困難な場合の、**企業等で雇用されている間における就労継続支援事業の利用**の取組を実施
 - ・ **障害者就業・生活支援センターは、基幹型の機能**も担い、地域の支援ネットワークを強化、充実
 - ・ 就労継続支援 A 型事業所の役割や在り方について、改めて整理 等

▶ 今後、労働政策審議会障害者雇用分科会及び社会保障審議会障害者部会において制度所管ごとに具体的な議論を進める。

就労支援における基本的な考え方について

- 雇用・福祉施策双方が共通認識としてもつべき、障害者の就労支援における基本的な考え方や支援の方向性については、本ワーキンググループの「雇用施策と福祉施策の連携強化に係る課題について検討を重ねるものである」という開催趣旨から、次のとおり、整理する。

「障害のある人もない人も共に働く社会」を目指し、多様な働き方が広がる中、障害者本人のニーズを踏まえた上で、「一般就労」の実現とその質の向上に向けて、障害者本人や企業等、地域の就労支援機関を含むすべての関係者が最大限努力すること

① 「障害のある人もない人も共に働く社会」を目指し、

- 障害の有無にかかわらず、働くことを希望する人が、その能力や適性にあわせて働くことにチャレンジできる社会を目指すということ。
- その働き方は、いわゆる「一般就労」のみならず、福祉的就労も含むものであり、多様な働き方の中で、社会全体で共に働くことを目指すということ。

② 多様な働き方が広がる中、障害者本人のニーズを踏まえた上で、

- 多様な働き方が広がる中で、障害者本人が希望する働き方を第一に考えるということ。
- このため、就労支援機関をはじめとする関係者については、個々の障害者が働くことに対して、どのような希望があり、それを実現するために、どのような後押しや支援、配慮が必要か等を検討するなど、個別のニーズを丁寧に把握する必要があるということ。

③ 「一般就労」の実現とその質の向上に向けて、

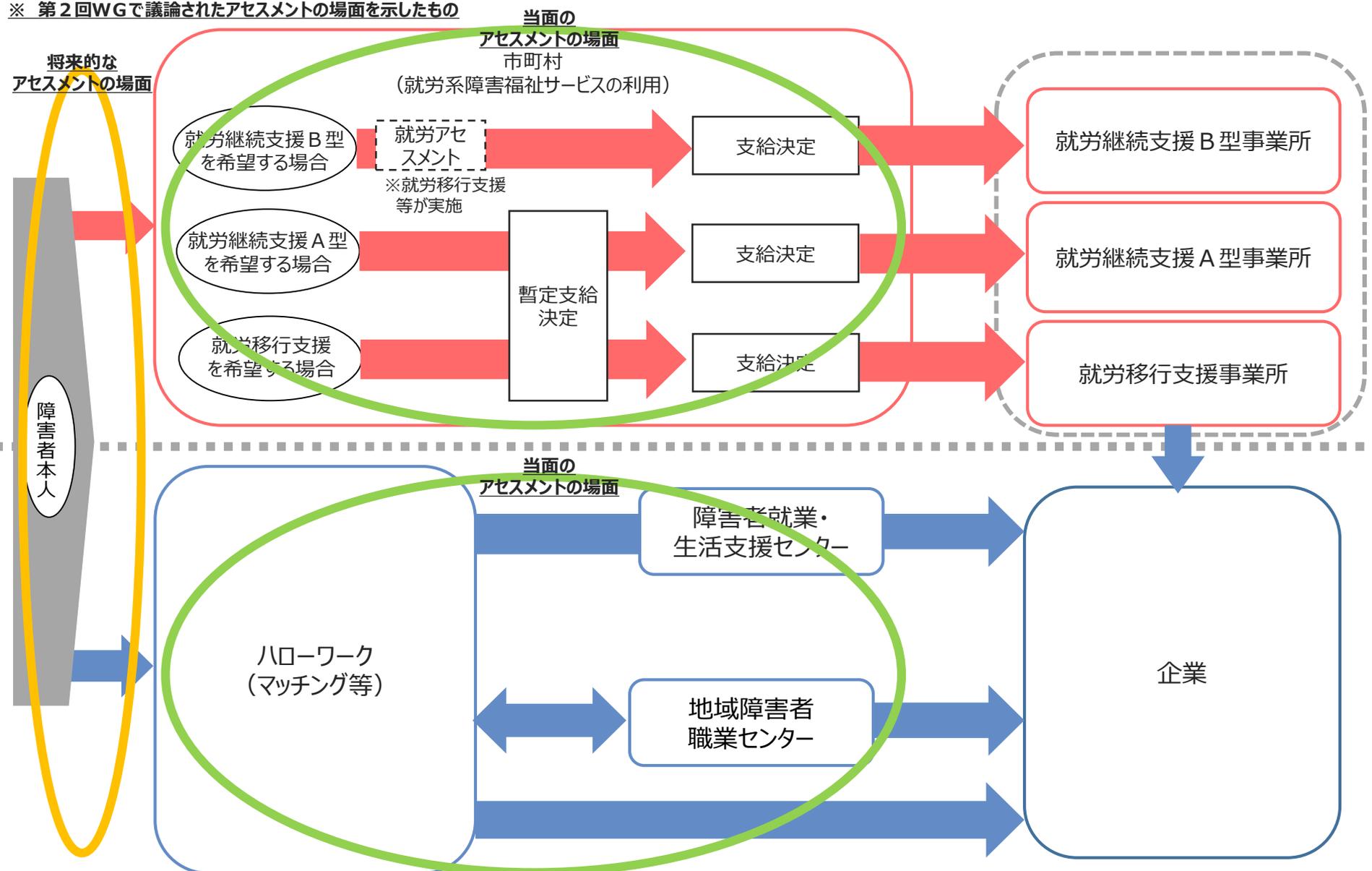
- 雇用施策と福祉施策との双方向での行き来を円滑にしていく中で、本ワーキンググループの「雇用施策と福祉施策の連携強化に係る課題について検討を重ねるものである」という開催趣旨から、常に「一般就労」の可能性を探りつつ、それを希望する方については、その実現に向けて取り組んでいくということ。
- また、就労支援機関をはじめとする関係者については、障害の有無にかかわらず分け隔て無く働けるインクルーシブな雇用が実現できているか、障害者の希望や能力を活かし、働きがいのある、働き続けられる仕事があるかなど、雇用の質の向上にも取り組んでいくということ。

④ 障害者本人や企業を含むすべての関係者が最大限努力すること

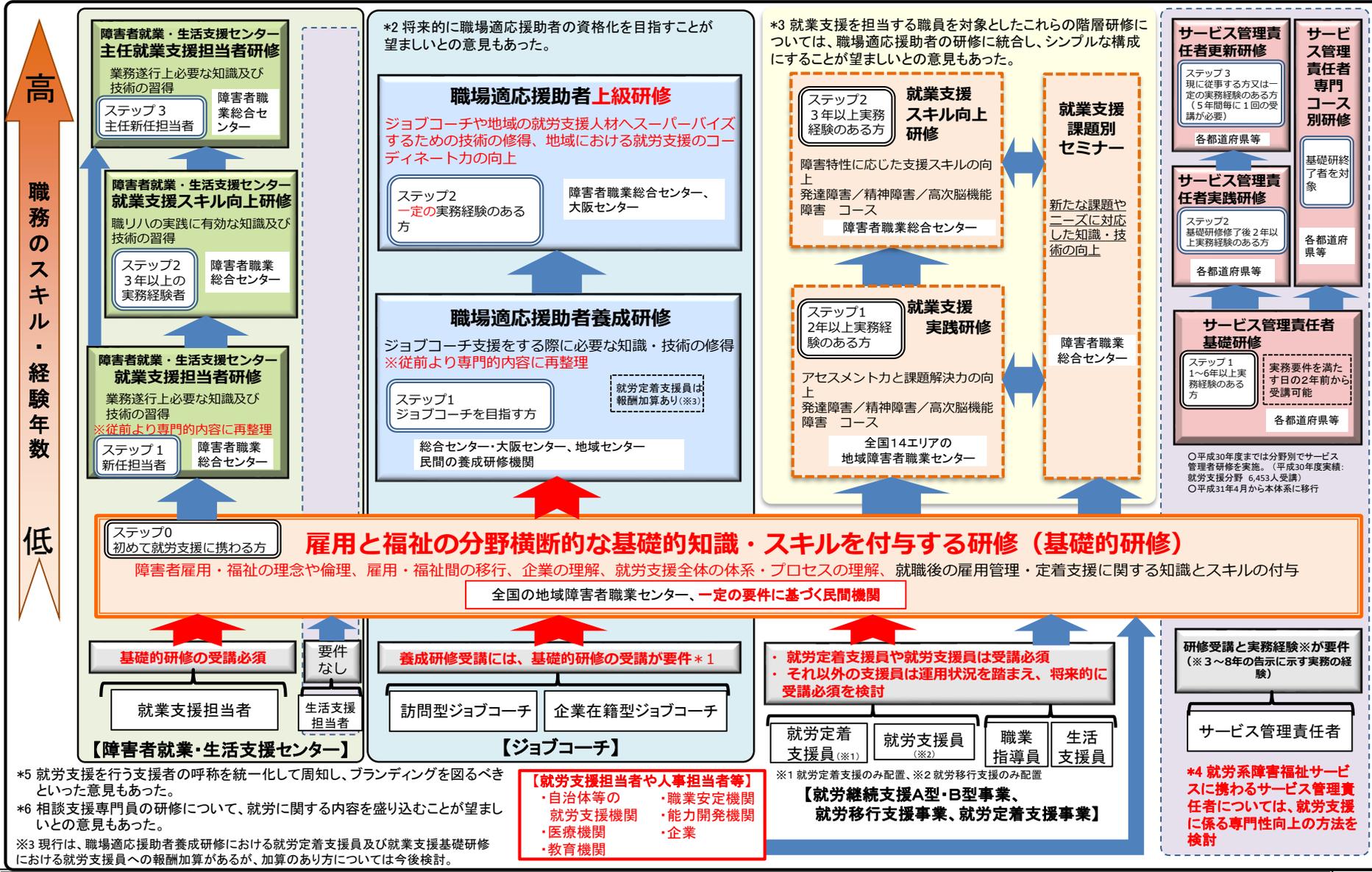
- 「一般就労」の実現とその質の向上には、障害者本人又は関係者のいずれか一方の取組のみで実現されるものでなく、障害者本人もその持てる能力を最大限発揮し、企業を含む全ての関係者がその能力を引き出すための環境整備、合理的配慮等、出来る限りの取組を行うことによって実現されるものであるということ。

現行の障害者就労支援の流れのイメージ（就労系障害福祉サービスの利用 又は 一般企業への就職まで）

※ 第2回WGで議論されたアセスメントの場面を示したもの



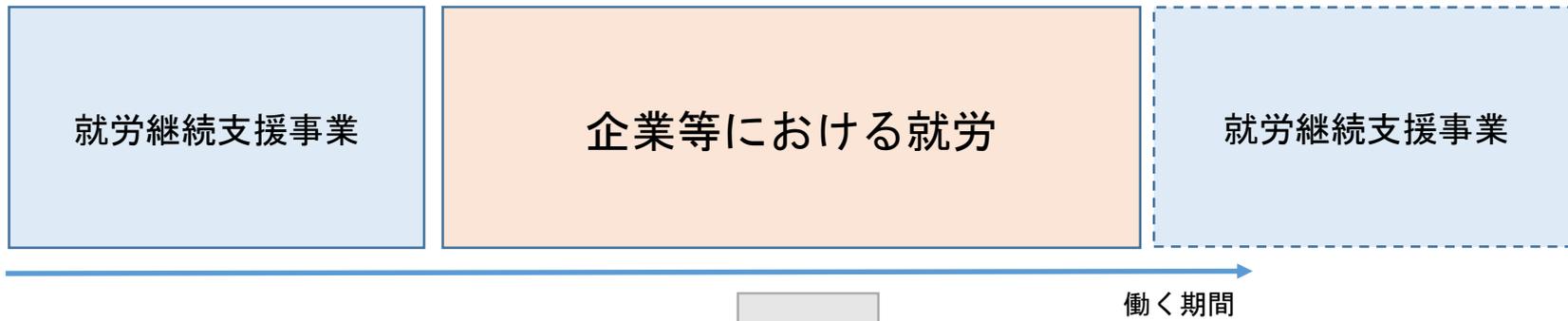
今後の専門人材の研修体系イメージ図



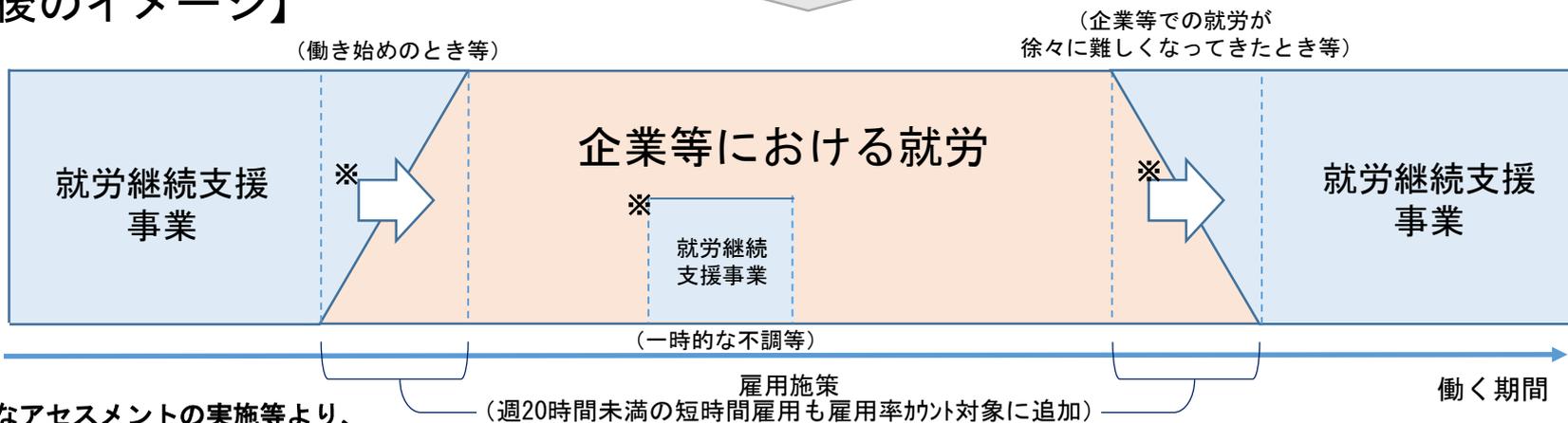
※図内の赤字部分が、今後、新規・拡充を検討する部分となる。

企業等における就労と就労継続支援事業の関係について（イメージ）

【現行】



【今後のイメージ】

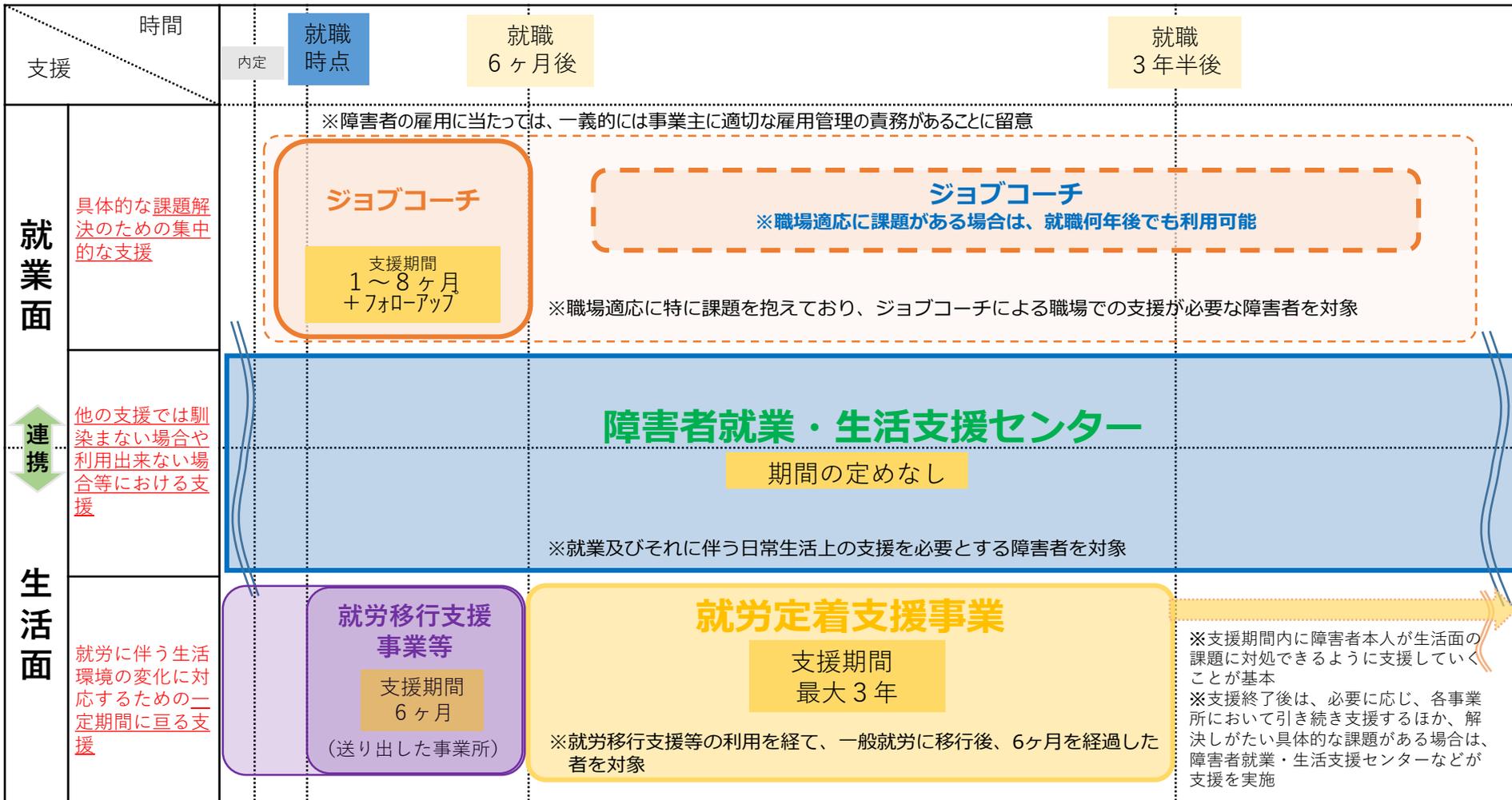


※ 十分なアセスメントの実施等より、
取組の必要性等を精査

【今後の検討に当たって、ワーキンググループでの主な指摘事項】

- ・ 障害者本人や企業等の意向等を踏まえ、その目的、必要性、具体的な支援内容を精査するプロセスを組み込むことが必要であり、これらを把握、整理する上で、障害者本人を中心に、十分なアセスメントを実施することが重要
- ・ 企業等にとっても、一時的な不調等により立て直し等が必要な方が一定期間福祉施策を併用して働き続ける取組は必要であるが、企業等が安易に併用を選択することがないように、留意する必要がある
- ・ あくまでも企業等での就労に軸足を置いた対策として、徐々に軸足を就労先企業に移していくといった明確な方針もとで制度設計すべき
- ・ 永続的なものとなると、障害者本人にとっても負荷がかかる懸念がある。併用できる期間を区切るなど、従来の「就労継続支援事業」とは異なる運用をすべき
- ・ 就労継続支援事業の定義が「通常の事業所で雇用されることが困難な障害者について、必要な訓練を行う事業」となっていることとの法令上の整理が必要

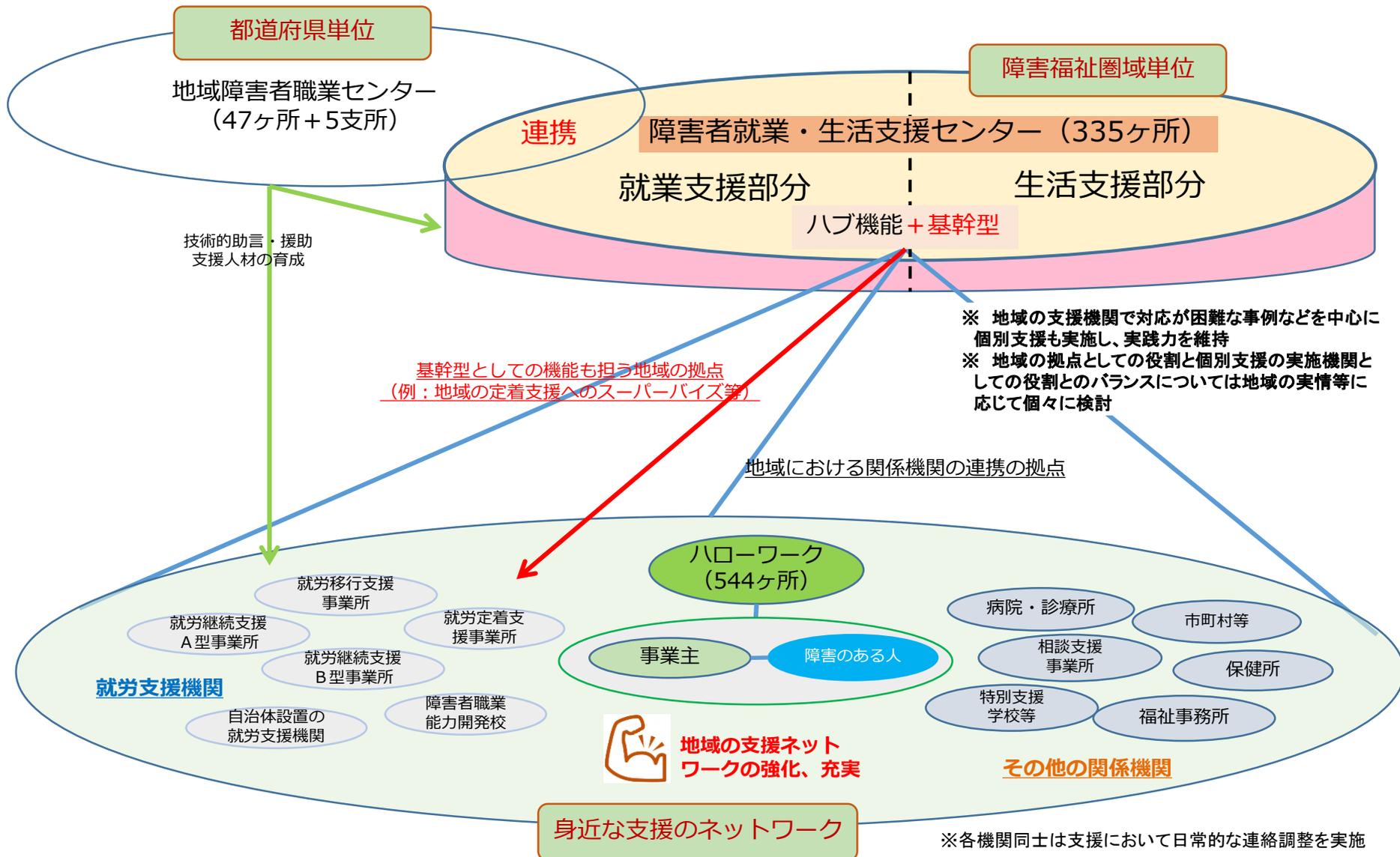
定着支援・職場適応援助に関わる主な支援の関係整理



注1 公務部門で働く障害者に対する職場適応援助（ジョブコーチ）については、労働局・ハローワークに配置した職場適応支援者が同等の支援を実施

注2 特別支援学校卒業後すぐに企業等に就職した者やハローワークのみを利用して就職した者等、就労定着支援事業の対象となっていない障害者に対する生活面の支援については、必要に応じて、障害者就業・生活支援センターが支援を実施

今後の障害者就業・生活支援センターと地域の関係機関との連携イメージ



障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会

1. 趣旨

障害者の就労支援は、雇用施策と福祉施策との連携の下、その取組を進め、進展してきたが、雇用・福祉施策の双方で整理、対応していくべき課題も引き続き存在している。

また、近年、技術革新や多様な働き方の普及など、障害者就労を取り巻く環境も変化してきており、新たな支援ニーズも出てきている。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークでの在宅勤務など、新たな生活様式の定着を見据えた取組がみられ、ウィズ・ポストコロナ時代には、障害者就労の可能性の拡がりが見込まれる。

これら課題や変化に対応し、障害者がより働きやすい社会を実現していくためには、雇用施策と福祉施策が引き続き連携し、対応策を探っていくことが必要となる。本年9月には、厚生労働省内の「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者就労に係る雇用施策と福祉施策の連携強化について中間報告を取りまとめたところである。

このため、本検討会は、この取りまとめ内容も踏まえつつ、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、必要な対応策のより具体的な検討の方向性を議論することを目的として開催するものである。

2. 主な検討事項

- (1) 効果的で、切れ目ない専門的支援体制の構築について
- (2) 技術革新や環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応について
- (3) その他雇用施策と福祉施策の連携強化に関する事項について

3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

4. その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官及び社会・援護局障害保健福祉部長が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、構成員の互選により選出する。座長は、本検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、構成員から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行することとする。
- (4) ～ (7) 略

別紙（障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 構成員）

- | | | | |
|----------------|-------------------------------------|---------------|------------------------------|
| 阿部 一彦 | 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長 | 酒井 大介 | 全国就労移行支援事業所連絡協議会 会長 |
| ○ 阿部 正浩 | 中央大学経済学部 教授 | 眞保 智子 | 法政大学現代福祉学部 教授 |
| 阿由葉 寛 | 社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会 会長 | 鈴木 龍也 | 福島県立相馬支援学校 校長 |
| 岡田 久実子 | 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 理事長 | 竹下 義樹 | 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 会長 |
| 菊池 馨実 | 早稲田大学法学学術院 教授 | 永松 悟 | 杵築市長 |
| 久保 厚子 | 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長 | 仁平 章 | 日本労働組合総連合会総合政策推進局 局長 |
| 倉知 延章 | 九州産業大学人間科学部 教授 | 新田 秀司 | 一般社団法人 日本経済団体連合会 労働政策本部長 |
| ◎ 駒村 康平 | 慶應義塾大学経済学部 教授 | 長谷川 珠子 | 福島大学行政政策学類 准教授 (五十音順・敬称略) |
| 酒井 京子 | NPO 法人全国就業支援ネットワーク 代表理事 | 山口 祥義 | 佐賀県知事 |

◎ 座長 ○ 座長代理

オブザーバー：厚生労働省人材開発統括官付特別支援室
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第1回（令和2年11月6日）

- 検討会の開催について
- 障害者雇用・福祉施策の現状について
- 今後の検討会の進め方について
- 意見交換

第2回（令和2年11月17日）

- 関係団体からのヒアリング

第3回（令和2年12月11日）

- 関係団体からのヒアリング

<ワーキンググループ開催>

- ・ 令和2年12月～令和3年3月
- ・ 3つのテーマ毎に開催

第4回（令和3年3月12日）

- ワーキンググループでの検討状況について

第5回（令和3年4月26日）

- ワーキンググループにおける議論等の整理の報告
- 論点（案）に係る意見交換

第6回（令和3年5月21日）

- 報告書（素案）について

第7回（令和3年6月4日）

- 報告書（案）について

令和3年6月8日 報告書とりまとめ

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 ワーキンググループの開催について

1. 概要

検討会での議論を円滑に進めるため、下記2のテーマについて、検討会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催し、論点整理など、集中的に検討を実施。

2. 検討テーマ

(1) 障害者の就労能力等の評価の在り方について【第1WG】

雇用・福祉施策の双方において利活用できる共通のプラットフォームとしての就労能力や適性の評価の仕組みの創設や一人一人の就労に向けた支援計画の共有化などについて検討

(2) 障害者就労を支える人材の育成・確保について【第2WG】

雇用・福祉施策を跨がる横断的なものとして、求められる役割・スキルの変化に対応した統一的なカリキュラムの作成や共通の人材育成の仕組みの構築などについて検討

(3) 障害者の就労支援体系の在り方について【第3WG】

雇用・福祉施策双方において効果的な支援を展開していくため、就労系障害福祉サービスと他の就労支援機関の役割関係を整理し、現行の制度下で展開されている支援の枠組みの再編も視野に、それぞれの在り方などについて検討

3. WG参集者

各WGの参集者については、別紙のとおり。

※ 検討会構成員のうち座長が指名する者が、各WGにおける議論の中心的な役割を担う者として参画。また、実務経験に長けた者等に専門アドバイザーとして出席依頼。

※ 検討会構成員については、座長の指名如何に関わらず、各WGでの検討にオブザーバーとして参加可能（任意）

4. その他

- ・ 令和2年度内に4回程度開催し、WGとして各テーマの論点を取りまとめ、検討会に報告。
- ・ WGの運営は、検討会のそれと同様に実施。

別紙（障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会ワーキンググループ 参集者）

障害者の就労能力等の評価の在り方に関する
ワーキンググループ（第1WG）

| | |
|--------------------------------|--|
| 倉知 延章 | 九州産業大学人間科学部 教授 【第1WG主査】 |
| 相澤 欽一 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構 宮城障害者職業センター主幹障害 者職業カウンセラー |
| 稲葉 健太郎 | 名古屋市総合リハビリテーションセンター自立支援 部 就労支援課長 |
| 大濱 徹 | パースパルティ株式会社コーポレート本部経営 企画部 センサーマネージャー |
| 金塚 たかし | NPO法人大阪精神障害者就労支援ネット ワーク (JSN) 副理事・統括施設長 |
| 桑原 隆俊 | 全国社会就労センター協議会 制度・政策・ 予算対策委員長 |
| 中尾 文香 | 特定非営利活動法人ディセントワークス 代 表理事 |
| 永野 仁美 | 上智大学法学部 教授 |
| 前原 和明 | 秋田大学教育文化学部 准教授 |
| 横倉 久 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研 究所 上席総括研究員（兼） 情報・支 援部長 |
| 川崎市 健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課 | |
| 鳴門市地域自立支援協議会 就労支援部会 （鳴門市役所） | |

障害者就労を支える人材の育成・確保に関する
ワーキンググループ（第2WG）

| | |
|--------|---|
| 長谷川 珠子 | 福島大学行政政策学類 准教授 【第2WG主査】 |
| 緒方 直彦 | 東京都立町田の丘学園 統括校長 |
| 小川 浩 | 大妻女子大学人間関係学部 教授 |
| 今野 雅彦 | 株式会社バネビジネスサポートグループ 雇用推 進本部 特命担当部長 |
| 佐藤 正美 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構職業リハビリテーション部 研修課長 |
| 鈴木 修 | 特定非営利活動法人くらしえん・しご とえん 代表理事 |
| 高谷 さふみ | 社会福祉法人釧路のぞみ協会自立センター くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支 援センターぷれんセンター長 |
| 田川 精二 | くすの木クリニック院長/NPO 法人大阪精 神障害者就労支援ネットワーク (JSN) 理 事長 |
| 長谷川 敦弥 | 株式会社LITALICO 代表取締役社長 |
| 松村 浩 | 全国社会就労センター協議会 副会長 |
| 深水 清志 | ピーアシスト株式会社 人財開発部長 |
| 若林 功 | 常磐大学人間科学部 准教授 |

障害者の就労支援体系の在り方に関する
ワーキンググループ（第3WG）

| | |
|--------|--|
| 菊池 馨実 | 早稲田大学法学学術院 教授 【第3WG主査】 |
| 眞保 智子 | 法政大学現代福祉学部 教授 |
| 阿部 一彦 | 社会福祉法人日本身体障害者団体連合 会 会長 |
| 網屋 裕二 | 第一生命チャレンジド株式会社常務取締役 （一般社団法人障害者雇用企業支援協会監事） |
| 石崎 由希子 | 横浜国立大学大学院国際社会科学研 究院 准教授 |
| 岡田 哲也 | 二松學舎大学教職課程センター 教授 |
| 小幡 恭弘 | 公益社団法人全国精神保健福祉社会連 合会 事務局長 |
| 叶 義文 | 全国社会就労センター協議会 副会長 |
| 久保寺 一男 | NPO 法人就労継続支援A型事業所全国 協議会 理事長 |
| 工藤 正一 | 社会福祉法人日本視覚障害者団体連 合会 総合相談室長 |
| 酒井 大介 | 全国就労移行支援事業所連絡協議会 会長 |
| 鈴木 瑞哉 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構東京障害者職業センター所長 |
| 藤尾 健二 | NPO 法人ワークス未来千葉 千葉障害者就業 支援キャリアセンター長 |
| 又村 あおい | 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連 合会 常務理事・事務局長 |
| 松下 昇 | 愛知労働局名古屋中公共職業安定所主 任就職促進指導官 |
| 横堀 大 | クリンリス株式会社専務取締役 |

ワーキンググループ開催日程

- 障害者の就労能力等の評価の在り方に関するワーキンググループ（第1WG）
 - 第1回：令和2年12月21日（月）17:00～19:00
 - 第2回：令和3年1月29日（金）10:00～12:00
 - 第3回：令和3年2月18日（木）13:00～15:00
 - 第4回：令和3年3月17日（水）13:00～15:00

- 障害者就労を支える人材の育成・確保に関するワーキンググループ（第2WG）
 - 第1回：令和2年12月22日（火）13:00～15:00
 - 第2回：令和3年1月21日（木）10:00～12:00
 - 第3回：令和3年2月18日（木）15:30～17:30
 - 第4回：令和3年3月26日（金）10:00～12:00

- 障害者の就労支援体系の在り方に関するワーキンググループ（第3WG）
 - 第1回：令和2年12月25日（金）15:00～17:00
 - 第2回：令和3年2月9日（火）15:00～17:30
 - 第3回：令和3年2月25日（木）13:00～15:30
 - 第4回：令和3年3月22日（月）15:00～17:30
 - 第5回：令和3年3月26日（金）13:00～15:30